

## 【件名】

日本における成年年齢の変更に伴う旅券申請及び戸籍・国籍関係届出における年齢要件等の変更

## 【ポイント】

●令和4年（2022年）4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、旅券申請及び戸籍・国籍関係届出における年齢要件又は届出期限が以下のとおり変更されます。

## 【本文】

### 1 旅券申請

（1）有効期間10年の旅券の発給等を申請できる年齢が20歳以上から18歳以上になります。

（2）親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上になります。

### 2 戸籍関係届出

（1）親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳になります。

（2）女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳になります。

（3）分籍をすることができる年齢が20歳から18歳になります。

※その他の年齢要件の変更点については、以下の法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について」をご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)

### 3 国籍関係届出（主なもの）

（1）認知された子が国籍を取得することができる年齢が20歳未満から18歳未満になります。

（2）国籍の選択をすべき期限について、重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内になります。

※これらの届出期限の変更に関しては、経過措置が設けられています。詳しくは、以下の法務省ホームページ「国籍Q&A」をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a18>

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 [jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど [jpemb-visa@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-visa@nd.mofa.go.jp)

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>